

令和6年11月1日  
水 道 局

## 工事費に委託費等を計上する場合の取扱いについて

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しており、令和6年10月1日から令和6年度配水管工事積算基準を適用しています。

これに伴い、工事費に委託費等を計上する場合の取扱いについて、以下のとおり定めましたので、お知らせします。

地質調査、測量調査及び設計委託の委託費等を工事費の中に計上する場合は、配水管工事積算基準（開削編）「第14章 調査・委託」により委託価格（諸経費を含んだ価格）を積算し、共通仮設費に計上する。ただし、工事費中の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の率計算の対象額には含まない。

なお、配水管工事積算基準は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）で閲覧できます。

### 【問合せ先】

水道局建設部技術管理課（技術管理担当）

直通 （03）5320-6304